

# “国際港湾協会日本会議 規約

施行 平成15年4月22日

1次改正 平成18年6月26日

2次改正 平成19年7月4日

## (名称)

第1条 本会は、国際港湾協会日本会議(以下「日本会議」という。)という。

2 本会の英文名称は、IAPH Japanese Society (略称「IAPH JS」と定める。

## (目的)

第2条 日本会議は、わが国及び世界の港湾の発展のために、国際港湾協会(以下「協会」という。)の設立趣旨にのっとり、日本の協会会員及び関係者が、協会の諸活動に積極的に参画し、その成果を国内の港湾活動に活かすとともに、国際港湾社会との一層の交流や発信を進め、さらに協会の理念及びその活動について日本国内の関心と理解を高めることを目的とする。

## (事業)

第3条 日本会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協会の活動に関連する国内意見の集約、事業の企画及び実施
- (2) 協会の諸活動への参画及び成果の活用、普及
- (3) 協会の国内会員の活動支援及び国内の啓発活動
- (4) その他日本会議の活動目的を達成するために必要な事業

## (会員の構成)

第4条 日本会議の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 個人会員

2 正会員は、協会の正会員(Regular Member)及び賛助会員(Associate Member)で構成する。ただし個人の会員を除く。

賛助会員は、日本会議の目的及び事業に賛同する団体、組織とする。

個人会員は、日本会議の目的及び事業に賛同する個人とする。

## (入会)

第5条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。

## (会費の納入等)

第6条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

## (退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するとともに、未納会費があるときは、これを納めなければならない。

(会員の除名)

第8条 会員は、日本会議の目的に反する行為や会費の滞納などの事由により、理事会が承認した場合に、その資格を失うものとする。

(役員)

第9条 日本会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内(会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選出する。

- 2 会長は、理事の互選とする。
- 3 副会長は、会長の指名による。

(役員職務)

第11条 会長は、日本会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長に事故ある場合、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 4 監事は、日本会議の経理及び業務の執行状況を監査す

(会長の専任事項)

第11条の2 会長は、次の各号に定める事項について、年度途中に必要が生じた場合、これを決定することが出来る。ただし、直近の総会で承認を受けるものとする。

- ① 協会の日本代表理事・理事代理の任期途中における人事異動等に伴う変更で、後任を前任者の残期間に限り決定すること。
- ② 日本会議の役員である理事・監事の任期途中における人事異動等に伴う変更で、後任を前任者の残期間に限り決定すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問)

第13条 会長は、総会にはかった上で顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は総会もしくは理事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年一回招集する。
- 3 総会は会長が招集する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 新年度の事業計画及び収支予算

(2) 過年度会務報告及び収支決算

(3) その他の重要事項

2 前各号の事項は、理事会の議決を得た後、総会に提案するものとする。

(総会の定足数等)

第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面表決等)

第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、この会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第17条の2 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長および議長が指名した出席会員2名以上が、これに署名押印するものとする。(1)日時および場所、(2)出席会員数及び氏名(書面等表決者及び表決委任者を含む)、(3)議決事項、議事の概要及びその結果(1次改正)

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集し、日本会議の運営に関し、必要な事項を議決する。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(理事会の書面表決等)

第19条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第19条の2 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上が、これに署名押印するものとする。

(1)日時および場所、  
(2)出席理事数及び氏名(書面等表決者及び表決委任者を含む)、 (3)議決事項、議事の概要及びその結果(1次改正)

(委員会)

第20条 理事会は、本会の運営に関し必要があると認めたときは、委員会を設けることができる。

(事務局)

第21条 日本会議の事務局は(財)国際港湾協会協力財団本部内に置く。

2 事務局長は、会長が任命する。

(事業年度)

第22条 日本会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第23条 日本会議の活動に必要な資金は、会員の納める会費及びその他の収入で支弁するものとする。

(規約の変更)

第24条 この規約は、総会の3分の2以上の議決を得て、変更することができる。

(細 則)

第25条 この規則に定めるもののほか、日本会議の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て会長が定める。

附 則

1. 日本会議設立当初の事業年度は、第22条の規定に拘らず、設立の日に始まり平成16年3月31日に終わるものとする。
2. 日本会議設立当初の役員の任期は、第12条の規定に拘らず、平成16年度末までとする。
3. この規約は、平成15年4月22日から施行する。
4. この改正規約は、平成18年6月26日から施行する。
5. この2次改正規約は、平成19年7月4日から施行する。”